

森田健作後援会 規約

(名称)

第一条 本会は、森田健作後援会と称する。

(事務所)

第二条 本会の主たる事務所は、千葉県内に置く。

(目的)

第三条 本会は、森田健作(鈴木栄治)氏の政治活動を支援することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (一) 内外の政治問題に関する調査・研究
- (二) 森田健作氏の政見の宣伝・普及
- (三) 講演会・研修会・旅行会等の開催
- (四) 機関誌の発行
- (五) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第五条 本会は、第三条の目的に賛同する個人を会員とする。

(役員)

第六条 本会は、会長・副会長ほか若干の役員を置く。

(経費)

第七条 本会の運営に要する経費は、会費・寄付金・事業収益、その他の収入を以って充てる。

第八条 本会の会計年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

附則 本規約は、平成二十一年一月三十日より実施する。